

意見募集案件	(仮称)北広島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
担当課	水道部業務課 電話 011-372-3311 内 872・873

意見募集期間	平成 24 年 1 月 1 日(日)から平成 24 年 1 月 31 日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	◇市役所(水道部業務課)及び各出張所 ◇北広島市団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、 大曲ふれあい学習センター(夢プラザ) ◇市ホームページ、広報北広島 1 月 1 日号(概要のみ)
意見の提出方法・ 提出先	・書面(様式自由)による提出 ・持参、郵送、ファクシミリ、電子メールのいずれか ・意見提出者は、住所・氏名を記入のこと(住所・氏名の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)  水道部業務課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-373-2782 電子メールアドレス: gyomu@city.kitahiroshima.hokkaido.jp
検討結果の公表予 定時期	市ホームページにて平成 24 年 3 月下旬予定 ※検討を終えたときは、意見の概要・意見に対する市の考えや案を修正したときはその内容を公表します。
対象となる政策等 の内容	(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 地方公営企業法等の一部改正に伴い、これまで全国一律に定められていた利益・資本剰余金の処分手続等にかかる「資本制度」が見直され、地方公営企業の経営判断に基づき対応することとなりました。これに伴い北広島市水道事業では、この改正における対応について検討を進めており、この対応案について、広く市民のご意見をお聴きするため、意見の募集を行います。(平成 24 年 4 月 1 日施行) (2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別紙ファイル:①条例(案)制定の概要 :②(仮称)北広島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例(案) (3) その案の根拠となる法令の規定 地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 32 条第 2 項及び第 3 項 (4) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) 公営企業の経営状況に応じて、公営企業の判断により運営することになります。
対象となる政策等 の原案	①条例(案)制定の概要 ②(仮称)北広島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例(案)
その他	・パブリックコメント後のスケジュール 平成 24 年第 1 回定例議会に提案し、平成 24 年 4 月施行予定